

## 東京都離島航空路線補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、東京都の離島（以下「離島」という。）における住民の生活に必要な旅客運送の確保並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、航空運送事業者に対し、予算の範囲内において東京都離島航空路線の運航費及び離島住民に対しての旅客運賃（以下「運賃」という。）にかかる補助金（以下「補助金」という。）を交付できるものとし、その交付に関しては、国が定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」（平成29年6月9日付国空事第208号。以下「国の要綱」という。）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）に定めるほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助対象路線)

第2条 補助金の対象となる航空路線（以下「補助対象路線」という。）は、補助対象期間において経常損失が見込まれる離島航空路線のうち、国の要綱第67条の規定により国土交通大臣が認定した生活交通確保維持改善計画（当該計画に代えて策定された離島航空路線確保維持計画を含む。以下この要綱において同じ。）の路線とし、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 当該離島航空路線によって結ばれる地点が、当該離島にとって最も日常拠点性を有していること。
- (2) 海上運送等の主たる代替交通機関による当該離島と前号の地点の間の所要時間が概ね2時間以上であること。
- (3) 二つ以上の航空運送事業者が競合関係の下で経営する航空路線でないこと。

(補助対象事業者及び運賃補助対象者)

第3条 補助対象事業者は、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島）に係る航空路線について、第4条の事業を行う航空法（昭和27年法律第231号）第102条に規定する本邦航空運送事業者であって、国土交通大臣が認定した生活交通確保維持改善計画に事業者として記載されている者とする。

2 運賃補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象路線のうち、生活交通確保維持改善計画の策定のため設置された「東京都離島航空路線地域協議会」（以下「協議会」という。）において決定された路線毎の運賃補助の対象となる町村に住民登録をしている者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業（以下「対象事業」という。）は、補助対象路線を運航する事業とする。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、補助金の交付決定を受ける日の属する会計年度とする。

(補助対象経費)

第6条 運航費の補助対象経費は、対象事業に要する費用のうち国の要綱第62条第1項から第3項に定められた額とする。

2 運賃の補助対象経費は、対象事業に要する費用のうち、次の第1号に定める運賃から消費税相当額を控除して得た額と第2号に定める運賃から消費税相当額を控除して得た額との差額に、補助対象期間における補助対象者の利用人員を乗じて得た額とする。

(1) 当該航空路線の補助対象者に対する運賃（本事業による割引分を除く）

(2) 協議会で決定された補助対象者に対する運賃

(補助金の額)

第7条 運航費の補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

2 運賃の補助金の額は、補助対象経費から国の要綱62条第4項及び第63条に基づき算出される国庫補助金を減じた額とする。

3 災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合、その他特に調整を要する場合には、知事は、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、東京都離島航空路線補助金交付申請書（第1号様式）を補助金の交付を受けようとする会計年度の4月末日（特にやむを得ない理由がある場合にあっては、知事の指定する日）までに、知事に提出するものとする。

2 前項の申請書に添付すべき資料は次のとおりとする。

(1) 国の要綱第67条規定により国土交通大臣が認定した生活交通確保維持改善計画

(2) 国から東京都離島航空路線協議会宛の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（離島航空路運航費補助）の内定通知書の写し

(補助金交付決定通知)

第9条 知事は、補助金の交付を決定したときは、東京都離島航空路線補

助金交付決定通知書（第２号様式）により補助金の交付を申請した者（以下「補助事業者」という。）に通知する。

（補助金の交付の条件）

第１０条 知事は、補助金の交付の決定に際し、その目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（対象事業の内容変更等）

第１１条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ東京都離島航空路線補助金交付変更等承認申請書（第３号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）対象事業の内容を変更しようとする場合

（２）対象事業を中止または廃止しようとする場合

２ 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認または承認しないことを決定したときは東京都離島航空路線補助金交付変更承認・不承認通知書（第４号様式）により、申請者に通知する。

（補助金の概算払の請求等）

第１２条 第９条の規定により交付決定の通知を受けた者は、概算払の請求を次の各号に基づき、東京都離島航空路線補助金概算払請求書（第５号様式）により提出することができるものとする。

（１）運航費の補助金の額は、第６条第１項により国が決定した補助対象経費の２分の１の額の１０分の９の範囲内

（２）運賃の補助金は、第６条第２項、第７条第２項及び第１３条に基づき算出された額のうち、年３回以内

２ 前項の規定により概算払の請求があったときは、知事は、対象事業の遂行上必要があると認める場合に、予算の範囲内で交付することができる。

（対象事業実績報告）

第１３条 補助事業者は、東京都離島航空路線補助金実績報告書（第６号様式）または東京都離島航空路線補助金離島住民運賃補助実績報告書（第７号様式）に関係書類を添えて、次の各号の期日までに知事に提出しなければならない。

（１）運航費の対象事業が完了したときは、対象事業の完了した日から起算して１月以内またはその翌年度の４月１０日までのいずれか早い日

（２）運賃の対象事業について、毎月の報告は２０日まで、また、対象事業の完了した日から起算して１月以内またはその翌年度の４月１０日までのいずれか早い日

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の報告に係る対象事業の成果が補助金交付額の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは交付額を確定し、東京都離島航空路線補助金の額の確定通知書（第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助事業者が、認定を受けた生活交通確保維持改善計画に基づく対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、知事は、第9条の東京都離島航空路線補助金交付決定通知書に記載された額の一部又は全部を減額して補助金の額を確定し通知する。  
ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の交付等)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、確定した補助金の交付を受けようとするときは、東京都離島航空路線補助金交付請求書（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により請求があったときは、知事は、予算の範囲内で交付することができる。
- 3 前条により通知された額が第12条第2項の概算払額を下回った場合、補助事業者は、知事が指定する期日までに、差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消)

第16条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反するとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 法令又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

- 2 知事は、前項の取消しを決定した場合においては、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定の取消しの通知をした日から20日以内の期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合にお

いて、その返還を命じたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した違約加算金を納付しなければならない。

- 2 補助金の返還を命じた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を納付しなければならない。

（補助金の整理）

第19条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に係る証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則（平成24年3月30日付23港島管第1226号）

この交付要綱は、平成23年度東京都離島航空路線運航費補助金から適用する。ただし、第5条中「補助金の交付の決定を受ける日の属する会計年度」とあるのは、平成23年度に限り、「平成23年10月1日から平成24年3月31日の間」と読み替えるものとする。

附 則（平成25年3月15日付24港島管第1196号）

第1条 この交付要綱は、平成25年度東京都離島航空路線運航費補助金から適用する。

第2条 平成25年度の三宅島路線の運航費補助対象経費については、第6条中「第4条に規定する対象事業に要する費用のうち国の要綱第62条に定められた額」とあるのを「国の要綱第62条第2項の実績損失見込額」と読み替えるものとする。

附 則（平成26年3月20日付25港島管第1349号）

第1条 この交付要綱は、平成26年度東京都離島航空路線運航費補助金に適用する。

第2条 平成26年度の羽田―大島路線運航費補助対象経費については、第6条中「第4条に規定する対象事業に要する費用のうち国の要綱第6

2条に定められた額」とあるのを「国の要綱第62条第2項の実績損失見込額」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年3月20日付26港島管第1274号）

第1条 この交付要綱は、平成27年度東京都離島航空路線運航費補助金に適用する。

第2条 平成27年10月まで実施される大島路線搭乗率向上実証実験の期間中の運航費補助対象経費については、第6条中「第4条に規定する対象事業に要する費用のうち国の要綱第62条に定められた額」とあるのを「国の要綱第62条第2項の実績損失見込額」と読み替えるものとする。

附 則（平成28年4月1日付28港島管第3号）

この交付要綱は、平成28年度東京都離島航空路線運航費補助金から適用する。

附 則（平成30年3月27日付29港島管第1359号）

この交付要綱は、平成30年度東京都離島航空路線補助金から適用する。

附 則（令和元年9月19日付31港島管第554号）

第1条 この交付要綱は、令和元年度東京都離島航空路線補助金から適用する。

第2条 令和元年9月30日までの運賃補助対象経費については、第6条中「次の第1号に定める運賃から消費税相当額を控除して得た額と第2号に定める運賃から消費税相当額を控除して得た額との差額」とあるのを「次の第1号に定める運賃の108分の100を乗じて得た額と第2号に定める運賃の108分の100を乗じて得た額との差額」と読み替えるものとする。

附 則（令和7年1月29日付6港島管第865号）

この交付要綱は、令和6年度東京都離島航空路線補助金から適用する。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名 印

年度東京都離島航空路線補助金交付申請書

年度東京都離島航空路線補助金の交付について関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記  
(路線) ～

1 離島航空路線運航費補助の交付を受けようとする事業の概要

(1) 事業者の概要

イ 事業者名  
ロ 申請路線名  
ハ 資本金 千円  
ニ 役員数 人 (有給役員 人 無給役員 人)  
ホ 従業員数 人

2 関係島嶼の概要

| 島名 | 人口 | 主な産業 | 島の概要 |
|----|----|------|------|
|    |    |      |      |

(注) 1 当該航空路の出発又は到着空港のある島について記載すること。  
2 島の概要の欄には、島の面積、島内交通事情等のほか、文教施設や医療施設の有無等について記載すること。

3 離島航空路線補助の交付を受けようとする事業の目的及び内容

(内容)

円（運航費補助）

・補助対象区間

 $\sim$ 

k m

□ (A)

円 (B) (割引率) %  $(1 - B \div A)$

問 (C)

四

四

円（離島住民運賃補助）

2. 離島住民運賃補助の交付申請を行わない場合、4, 5の記載は要しない。

3. 単価は、既存運賃と協議会決定運賃の各消費税相当額を控除して算出する。

第2号様式（第9条関係）

（文 書 番 号）  
年 月 日

殿

東京都知事 印

年度東京都離島航空路線補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号で申請のあった「 年度東京都離島航空路線補助金」については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、東京都離島航空路線補助金交付要綱第9条の規定により通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、 年 月 日付 第 号で申請のあった 年度東京都離島航空路線補助金交付申請書に記載されたとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 離島航空路線運航費補助の交付決定額 | 金 | 円 |
| 離島住民運賃補助の交付決定額    | 金 | 円 |

3 補助金の交付を受けたものは、次の条件に従わなければならない。

- （1）交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- （2）補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- （3）補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する年度の終了後5年間保存しておくこと。

第3号様式（第11条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名 印

年度東京都離島航空路線補助金交付変更等承認申請書

年 月 日付第 号で補助金交付決定のあった事業について東京都  
離島航空路線補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり変更等承認を申請し  
ます。

記

1 変更理由

2 変更内容

以 上

第 4 号様式（第 1 1 条関係）

（文 書 番 号）  
年      月      日

殿

東京都知事                      印

東京都離島航空路線補助金交付変更承認・不承認通知書

年      月      日付      第      号で申請のあった      年度東京都離島航空  
路線補助金交付変更等承認申請書については、東京都離島航空路線補助金交付要綱第 1  
1 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認・不承認することに決定したので通知する。

記

- 1    承認変更内容  
      （不承認理由）

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名 印

年度東京都離島航空路線補助金概算払請求書

年 月 日付第 号で補助金交付決定のあった 年度東京都離島航空路線補助金について、東京都離島航空路線補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 対象路線

離島住民運賃（ 月 日から 月 日まで分）

2 請 求 額

離島航空路線運航費補助 金 円  
離島住民運賃補助 金 円

（離島航空路運航費）

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 年度離島航空路線補助に係る交付決定額として都から通知された額 (a) | 円 |
| 既交付額 (b)                           | 円 |
| 今回請求額 (c)                          | 円 |
| 残 額 (a－b－c)                        | 円 |

（離島住民運賃）

|             |   |
|-------------|---|
| 交付決定額 (a)   | 円 |
| 既交付額 (b)    | 円 |
| 今回請求額 (c)   | 円 |
| 残 額 (a－b－c) | 円 |

|                |         |             |
|----------------|---------|-------------|
| 単価(a) 消費税相当額控除 | 利用者数(b) | 請求額 (c=a×b) |
| 円              | 人       | 円           |

3 概算払を必要とする理由

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名 印

年度東京都離島航空路線補助金事業完了実績報告書

年 月 日付 第 号をもって補助金の交付決定通知のありました標記補助金に係る補助対象事業の完了実績について、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）第 6 条及び東京都離島航空路線補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象事業の内容

2 補助対象事業の実績

3 補助交付決定額

|                   |   |   |
|-------------------|---|---|
| 離島航空路線運航費補助の交付決定額 | 金 | 円 |
| 離島住民運賃補助の交付決定額    | 金 | 円 |

4 補助対象事業の完了年月日

5 その他の関係書類

## 東京都離島航空路線補助金離島住民運賃補助実績報告書

 $\sim$ 

(单位:人)

## (单位:人)

|           | 年度 | 年度 | 年度 | 平均 |
|-----------|----|----|----|----|
| 旅客輸送人員    |    |    |    |    |
| うち補助対象者   |    |    |    |    |
| うち補助対象者以外 |    |    |    |    |

## 2 運賃内容

[illegible]

## ○内容

- |                  |                                      |
|------------------|--------------------------------------|
| ・航空路距離           | k m                                  |
| ・普通運賃            | 円 (A)                                |
| ・既存運賃 (離島住民)     | 円 (B) (割引率      % ( $1 - B \div A$ ) |
| ・東京都離島航空路協議会決定運賃 | 円 (C)                                |
| ・単価              | 円 (D) ( $B - C$ ) ※                  |

### 3 実績表

(单位：人)

|       | 利用見込数※ | 利用実績数※ | 利用者数の差※ |
|-------|--------|--------|---------|
| 4 月   |        |        |         |
| 5 月   |        |        |         |
| 6 月   |        |        |         |
| 7 月   |        |        |         |
| 8 月   |        |        |         |
| 9 月   |        |        |         |
| 1 0 月 |        |        |         |
| 1 1 月 |        |        |         |
| 1 2 月 |        |        |         |
| 1 月   |        |        |         |
| 2 月   |        |        |         |
| 3 月   |        |        |         |
| 合計（E） |        |        |         |

- |         |           |
|---------|-----------|
| ・単価（D）  | 円         |
| ・補助対象経費 | 円（F）（D×E） |
| ・補助金額   | 円         |

(注) 単価は、既存運賃と協議会決定運賃の各消費税相当額を控除して算出する。

毎月報告時の記載項目は1、2及び3※とする。

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

（文 書 番 号）  
年      月      日

殿

東京都知事                      印

年度東京都離島航空路線補助金の額の確定通知書

年      月      日付      第      号で申請のあった「      年度東京都離島航空路線補助金」については、東京都補助金等交付規則（昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号）第 6 条の規定により、下記のとおり額の確定をしたので、東京都離島航空路線補助金交付要綱第 1 4 条の規定により通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年      月      日付      第      号で申請のあった      年度東京都離島航空路線補助金交付申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の確定額は、次のとおりとする。

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 離島航空路線運航費補助の額 | 金 | 円 |
| 離島住民運賃補助の額    | 金 | 円 |

- 3 補助金の交付を受けたものは、次の条件に従わなければならない。
- （1）交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
- （2）補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておくこと。
- （3）補助金に関する前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する年度の終了後 5 年間保存しておくこと。

第 9 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

東京都知事 殿

氏名又は名称  
住 所  
代表者氏名 印

年度東京都離島航空路線補助金交付請求書

年 月 日付 第 号で補助金の額の確定が通知されましたので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金額計 金 円
- 離島航空路線運航費補助額 金 円
- 離島住民運賃補助額 金 円

（離島航空路運航費）

|             |   |
|-------------|---|
| 交付決定額 (a)   | 円 |
| 既交付額 (b)    | 円 |
| 今回請求額 (a－b) | 円 |

（離島住民運賃）

|             |   |
|-------------|---|
| 交付決定額 (a)   | 円 |
| 既交付額 (b)    | 円 |
| 今回請求額 (a－b) | 円 |

- 2 振込先 別紙「支払金口座振替依頼書」のとおり。